

長岡市告示第335号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した令和4年長岡市告示第454号、令和5年長岡市告示第251号、令和5年長岡市告示第471号の2及び令和6年長岡市告示第281号の一部を次のとおり変更するので、告示します。

令和8年5月22日

長岡市長 磯田達伸

- 1 変更に係る指定納付受託者
東京都千代田区紀尾井町1番3号
PayPay株式会社
代表取締役 中山一郎
- 2 変更する項目
指定納付受託者に納付させる歳入
- 3 変更の内容
次の歳入を追加する。
子育ての駅ちびっこ広場「まちなか保育園」雑入
子育ての駅千秋「せんしゅう保育園」雑入
長岡戦災資料館雑入
- 4 変更年月日
令和8年5月22日